

週刊WEB

企業経営 マガジン

2018
558
1/9

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2017年12月15日号

日銀短観(12月調査)

～大企業製造業の景況感は11年ぶりの高水準だが、
課題も浮き彫りに

経済・金融フラッシュ 2017年12月25日号

【11月米個人所得・消費支出】

～個人所得(前月比)は予想対比下振れも、
消費支出は予想を上回る

経営
TOPICS

統計調査資料

労働力調査(基本集計) 平成29年(2017年)11月分(速報)

経営情報
レポート

平成30年度税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

経営
データ
ベース

ジャンル:企業運営 サブジャンル:社内不正防止

不正の兆候

不正防止のための仕組み作り

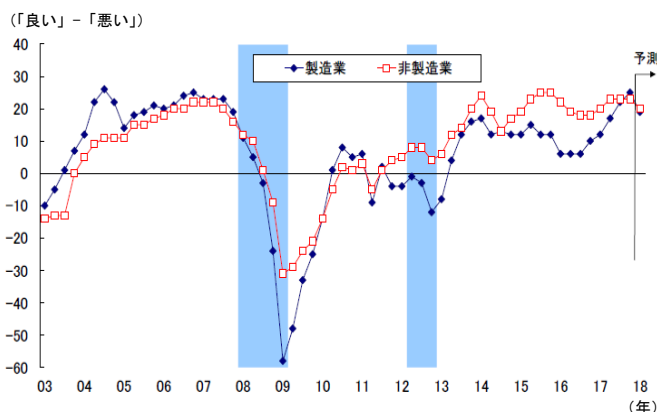
本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

日銀短観(12月調査) ～大企業製造業の景況感は一11年ぶりの高水準 だが、課題も浮き彫りに

1 日銀短観12月調査では、注目度の高い大企業製造業の業況判断D.I.が25と前回9月調査比で3ポイント上昇し、5四半期連続の景況感改善が示された。D.I.は11年ぶりの高水準。非製造業の業況判断D.I.は23と横ばいに。製造業では主に世界経済の回復を背景とした輸出・生産の堅調な推移を受けて景況感が改善した。

景気回復に加えてIT化や人手不足などを受けた設備投資の回復もプラスに寄与した。非製造業では好調なインバウンド需要や株高が追い風となる一方、人手不足の深刻化が景況感の重石となった。中小企業も製造業の改善が目立つ。

**足元の業況判断D.I.は製造業で改善
非製造業は横ばい(大企業)**



(注) シャドーは景気後退期間、14年12月調査以降は調査対象見直し後の新ベース
(資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

2 先行きについては幅広く悪化が示された。米政権運営の不透明感、北朝鮮情勢の緊迫化、不安定化する中東情勢、中国の経済減速など世界経済を巡る懸念材料は枚挙に暇がないためだ。国内に関して

も人手不足のさらなる深刻化が見込まれ、コストの増加や事業運営の制約になることへの警戒が現れているとみられる。

企業は先行きに対する慎重な見方を崩していない。

3 2017年度の設備投資計画(全規模全産業)は、前年比6.3%増と前回調査の4.6%増から上方修正された。例年12月調査にかけては上方修正される傾向が強い。ただし、今回は中小企業の伸びが大きく、全体の上方修正幅(1.7%)は直近5年平均(1.1%)を明確に上回り、12月調査としては2007年度以来の上方修正幅となっていることから、実勢としても底堅さを増していると言える。

景気回復や企業収益の改善、人手不足を受けた省力化投資の活性化が背景にあるとみられる。ただし、これまでの収益改善や投資余力拡大の割には物足りなさも残る。

4 販売価格判断D.I.は小幅に上昇したが、仕入価格判断D.I.の伸びを下回った。原料高に伴う仕入価格の上昇や人手不足に伴う非正規の人件費上昇分の価格転嫁は進んでいない。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

【11月米個人所得・消費支出】 ～個人所得(前月比)は予想対比下振れも、 消費支出は予想を上回る

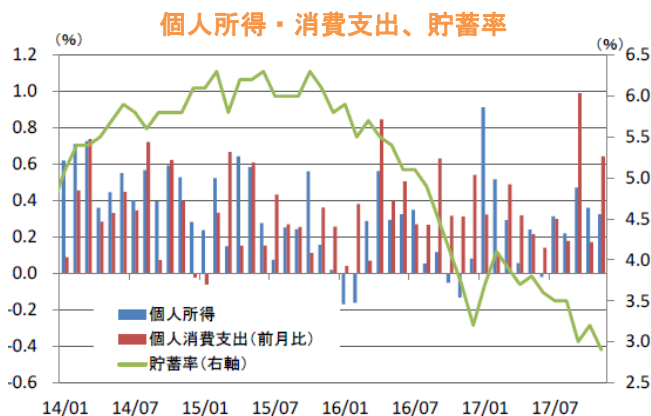
1 結果の概要:個人所得は前月、市場予想対比下振れも、消費は前月、市場予想を上回る

12月22日、米商務省の経済分析局(BEA)は11月の個人所得・消費支出統計を公表した。個人所得(名目値)は前月比+0.3%(前月値:+0.4%)となり、前月から伸びが鈍化、前月並みの伸びを予想していた市場予想(Bloomberg集計の中央値、以下同様)の+0.4%を下回った。

個人消費支出(名目値)は前月比+0.6%(前月値改定値:+0.2%)と、+0.3%から下方修正された前月、市場予想の+0.5%も上回った。

2 結果の評価:年末商戦を迎えた11月の消費は堅調

11月の名目個人消費(前月比)は、17年9月の+1.0%に比べれば低かったものの、それを除けば16年9月以来の伸びとなっており、消費が堅調であることを示した。



(注) 名目値、季節調整済
(資料) BEA よりニッセイ基礎研究所作成

3 所得動向:賃金・給与の伸びが加速も 利息・配当収入の伸びが鈍化

個人所得は個人消費を下回る伸びに留まったが、内訳をみると賃金・給与が前月比+0.4%(前月:+0.2%)と前月から伸びが加速した一方、利息・配当収入が+0.5%(前月:+0.7%)と前月から伸びが鈍化したことが分かる。労働需給のタイト化が持続しているほか、製造業や建設業などの業種で熟練労働力の不足が深刻化していることから、賃金・給与は今後も底堅い伸びが続こう。

4 消費動向:自動車関連は減少も全般的に前月から伸びが加速

名目個人消費(前月比)は、財消費が+0.8%(前月:横這い)、サービス消費が+0.6%(前月:+0.2%)と、財、サービス消費ともに前月から伸びが加速した。

5 価格指数:前月比、前年同月比ともにエネルギー価格が物価を押し上げ

価格指数(前月比)の内訳をみると、エネルギー価格指数が+4.3%(前月:▲1.1%)と前月のマイナスからプラスに転じ物価を押し上げた。一方、食料品価格指数は▲0.1%(前月:横這い)とこちらは3ヵ月ぶりにマイナスに転じた。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

労働力調査(基本集計)

平成29年(2017年)11月分(速報)

総務省 2017年12月26日公表

結果の概要

【就業者】

- 就業者数は 6552 万人。前年同月に比べ 75 万人の増加。59 か月連続の増加。
- 雇用者数は 5865 万人。前年同月に比べ 86 万人の増加。59 か月連続の増加。
- 正規の職員・従業員数は 3456 万人。前年同月に比べ 88 万人の増加。36 か月連続の増加。非正規の職員・従業員数は 2061 万人。前年同月に比べ 20 万人の増加。2 か月連続の増加。
- 主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」、「製造業」、「教育、学習支援業」などが増加。

【就業率】

- 就業率は 59.0%。前年同月に比べ 0.8 ポイントの上昇。

【完全失業者】

- 完全失業者数は 178 万人。前年同月に比べ 19 万人の減少。90 か月連続の減少。
- 求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が 1 万人の減少。「自発的な離職(自己都合)」が 12 万人の減少。

【完全失業率】

- 完全失業率(季節調整値)は 2.7%。前月に比べ 0.1 ポイントの低下。

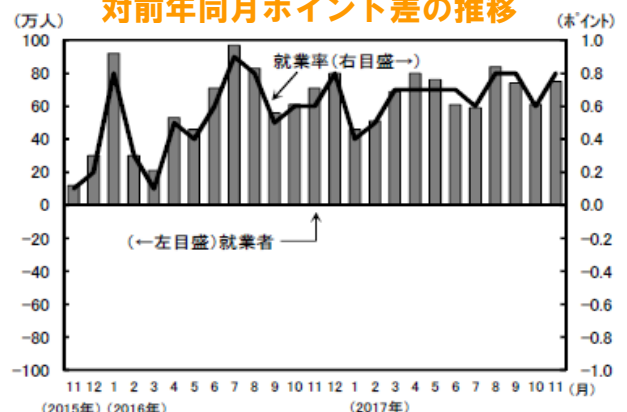
【非労働力人口】

- 非労働力人口は 4376 万人。前年同月に比べ 59 万人の減少。30 か月連続の減少。

原数値	実数 (万人, %)	対前年同月増減 (万人, ポイント)			
		11月	10月	9月	8月
就業者	6552	75	61	74	84
自営業主・家族従業者	655	-14	3	-7	-17
雇用者	5865	86	62	74	97
正規の職員・従業員	3456	88	68	76	56
非正規の職員・従業員	2061	20	5	-2	18
パート	1001	12	18	18	17
アルバイト	428	-6	-21	-7	8
労働者派遣事業所の派遣社員	134	1	4	-3	3
契約社員	293	1	12	11	-2
嘱託	127	11	0	-3	7
その他	78	0	-8	-19	-15
農業、林業	200	-1	-8	-4	4
建設業	496	-8	9	6	9
製造業	1049	13	10	26	13
情報通信業	213	0	17	2	-5
運輸業、郵便業	350	0	9	12	-3
卸売業、小売業	1070	-1	15	22	36
学術研究、専門・技術サービス業	233	10	0	-4	11
宿泊業、飲食サービス業	393	-6	-15	-6	13
生活関連サービス業、娯楽業	229	-2	7	3	-14
教育、学習支援業	328	13	7	-2	-2
医療、福祉	820	26	13	-7	1
サービス業(他に分類されないもの)	430	24	18	18	30
就業率	59.0	0.8	0.6	0.8	0.8
うち15~64歳	75.7	1.1	0.9	0.8	1.0
完全失業者	178	-19	-14	-14	-23
男	106	-12	-12	-16	-17
女	72	-7	-2	2	-6
(求職理由別)	20	1	-2	-6	-4
定年又は雇用契約の満了	28	-1	-1	-2	-8
勤め先や事業の都合	73	-12	-6	0	-4
自発的(自己都合)	5	-2	-3	-2	-4
学卒未就職	27	-4	-3	-3	0
収入を得る必要が生じたから	19	-2	0	-1	-2
その他	4376	-59	-50	-57	-63

季節調整値	実数 (%)	対前月増減 (ポイント)			
		11月	10月	9月	8月
完全失業率	2.7	-0.1	0.0	0.0	0.0
男	2.9	0.0	0.0	0.0	-0.2
女	2.5	-0.1	-0.1	0.2	0.0

就業者の対前年同月増減と就業率の 対前年同月ポイント差の推移



1 就業状態別人口

- 前年同月に比べ、労働力人口は56万人(0.8%)の増加、非労働力人口は59万人(1.3%)の減少。
- 15～64歳の労働力人口は26万人(0.4%)の増加、非労働力人口は83万人(4.7%)の減少。
- 65歳以上の労働力人口は29万人(3.7%)の増加、非労働力人口は25万人(0.9%)の増加。

就業状態別人口

(万人、%、ポイント)

2017年11月 (平成29年)		実数			対前年同月増減		
		男女計	男	女	男女計	男	女
15歳以上人口	総数	11113	5368	5745	-4	-1	-3
	15～64歳	7591	3838	3752	-58	-27	-32
	65歳以上	3522	1529	1993	54	25	29
労働力人口	総数	6730	3772	2958	56	-5	60
	15～64歳	5910	3281	2629	26	-14	39
	65歳以上	819	491	329	29	9	21
就業者	総数	6552	3666	2885	75	8	66
	15～64歳	5747	3187	2560	46	1	45
	65歳以上	805	479	326	29	7	22
完全失業者	総数	178	106	72	-19	-12	-7
	15～64歳	164	95	69	-19	-14	-6
	65歳以上	14	11	3	0	1	-1
非労働力人口	総数	4376	1593	2784	-59	5	-62
	15～64歳	1675	554	1120	-83	-13	-71
	65歳以上	2702	1038	1663	25	17	7
労働力人口比率	総数	60.6	70.3	51.5	0.6	0.0	1.1
	15～64歳	77.9	85.5	70.1	0.9	0.2	1.6
	65歳以上	23.3	32.1	16.5	0.6	0.1	0.9
就業率	総数	59.0	68.3	50.2	0.8	0.2	1.2
	15～64歳	75.7	83.0	68.2	1.1	0.5	1.7
	65歳以上	22.9	31.3	16.4	0.6	0.0	1.0

2 就業者の動向

1 就業者数

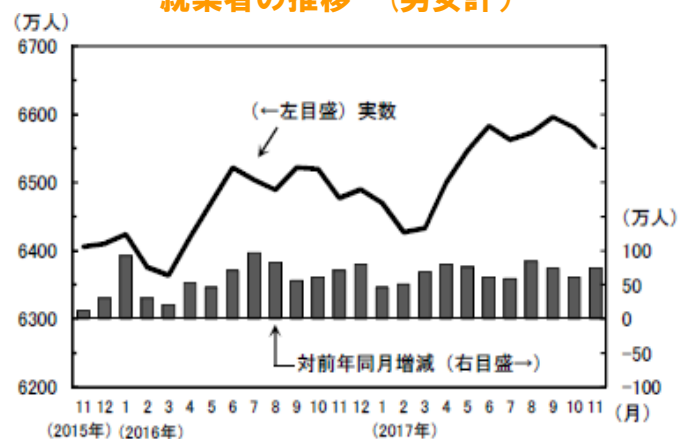
- 就業者数は6552万人。前年同月に比べ75万人(1.2%)の増加。59か月連続の増加。男性は8万人の増加、女性は66万人の増加。

男女別就業者

(万人)

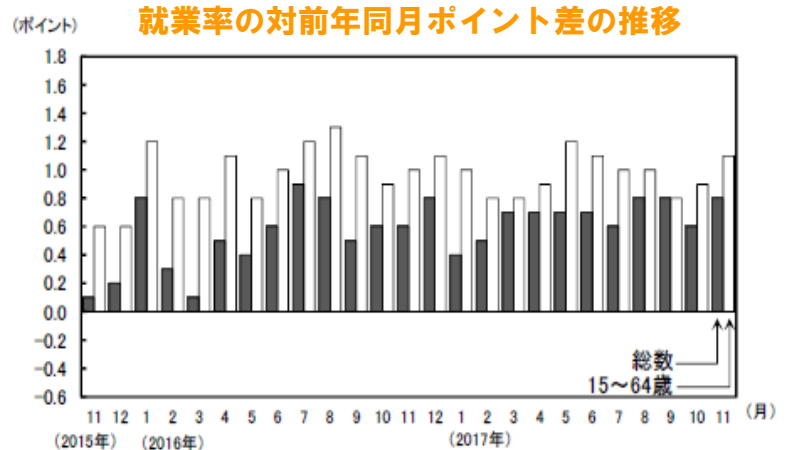
2017年11月 (平成29年)	実数	対前年 同月増減
就業者	6552	75
男	3666	8
女	2885	66

就業者の推移 (男女計)



2 就業率

- 就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は59.0%。前年同月に比べ0.8ポイントの上昇。
- 15~64歳の就業率は75.7%。前年同月に比べ1.1ポイントの上昇。
男性は83.0%。0.5ポイントの上昇。
女性は68.2%。1.7ポイントの上昇。



3 従業上の地位

- 自営業主・家族従業者数は655万人。前年同月に比べ14万人(2.1%)の減少。
- 雇用者数は5865万人。前年同月に比べ86万人(1.5%)の増加。59か月連続の増加。
男性は3240万人。15万人の増加。
女性は2625万人。71万人の増加。
- 非農林業雇用者数は5807万人。常雇は5394万人。
- 常雇のうち、無期の契約は3890万人。
有期の契約は1164万人。

従業上の地位別従業者 (万人)

2017年11月 (平成29年)	実数	対前年 同月増減
就業者	6552	75
自営業主・家族従業者	655	-14
雇用者	5865	86
男	3240	15
女	2625	71
うち非農林業雇用者	5807	83
常雇	5394	85
無期の契約	3890	76
有期の契約	1164	31
役員	341	-21
臨時雇	343	-1
日雇	69	-2

4 雇用形態

- 正規の職員・従業員数は3456万人。前年同月に比べ88万人(2.6%)の増加。36か月連続の増加。
- 非正規の職員・従業員数は2061万人。前年同月に比べ20万人(1.0%)の増加。2か月連続の増加。
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.4%。前年同月に比べ0.3ポイントの低下。

雇用形態別雇用者

2017年11月 (平成29年)	男女計			男			女		
	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合
役員を除く雇用者	5518	108	...	2977	31	...	2540	76	...
正規の職員・従業員	3456	88	62.6	2341	50	78.6	1115	38	43.9
非正規の職員・従業員	2061	20	37.4	636	-18	21.4	1425	38	56.1
パート	1001	12	18.1	108	-9	3.6	893	21	35.2
アルバイト	428	-6	7.8	215	-2	7.2	213	-4	8.4
労働者派遣事業所の派遣社員	134	1	2.4	46	-7	1.5	88	8	3.5
契約社員	293	1	5.3	149	-7	5.0	143	7	5.6
嘱託	127	11	2.3	79	5	2.7	48	7	1.9
その他	78	0	1.4	38	2	1.3	40	-2	1.6

注) 割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。

労働力調査(基本集計)平成29年(2017年)11月分(速報)の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



平成30年度 税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

1. 個人所得課税の改正
2. 資産課税の改正
3. 法人課税の改正
4. 消費課税の改正



1

企業経営情報レポート

個人所得課税の改正

個人所得課税は、平成 29 年度の税制改正大綱で取りまとめられた方針に沿って見直しが進められました。近年増えつつある「多様な働き方」に対応した課税の仕組みにシフトすべく、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替えられるとともに、それに伴う人的控除の金額基準等が改正されます。また、経済社会の ICT（情報通信技術）化に伴い、確定申告・年末調整手続きの電子化を推進する改正も行われます。

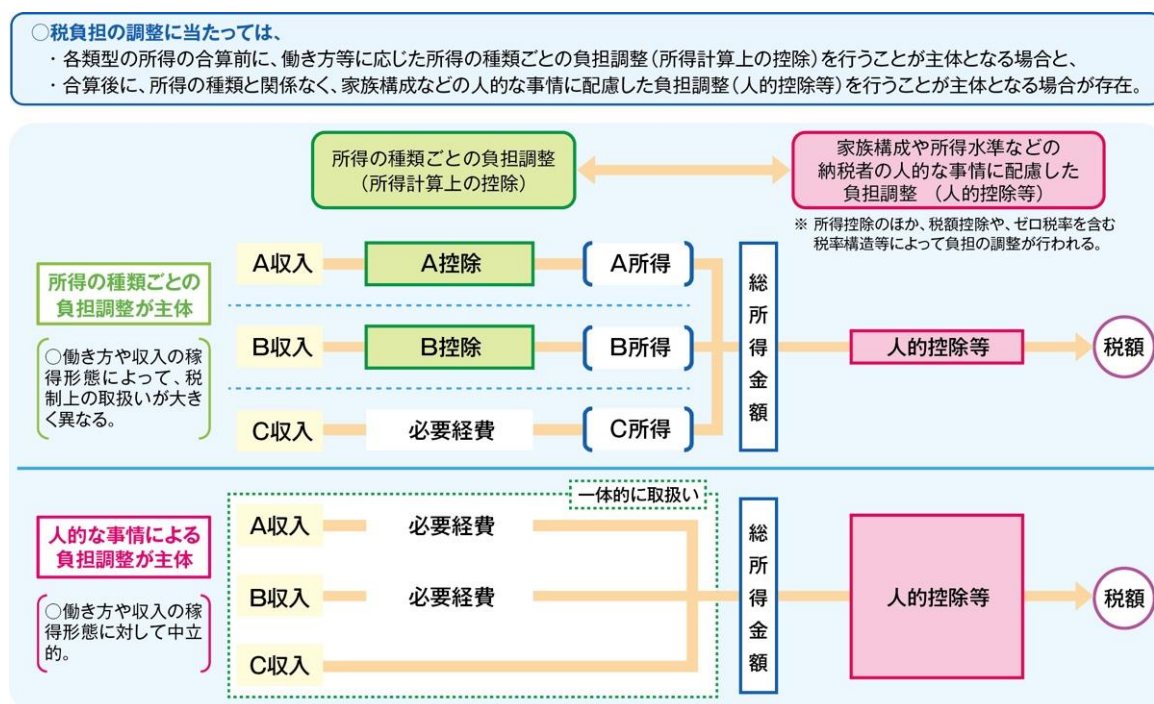
■ 給与所得控除の見直し

(1)改正の背景

個人所得課税の体系は、「1 つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースを念頭に構築されています。しかし近年、多様な働き方が増えつつあり、さらにその傾向が強まることが想定されている一方、現在の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みです。

そこで、「働き方改革」を後押しする観点から、税負担調整のあり方について、特定の働き方による収入にのみ適用される「所得計算上の控除」から、働き方を問わずあらゆる所得に適用される「人的控除」へとシフトさせていくことが必要と考えられています。

■ 税負担の調整のありかた(政府税制調査会資料を参考に作成)



ただ、配偶者特別控除の導入によって、すでに配偶者の給与収入が 103 万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、制度上は「103 万円の壁」は解消されています。

2 企業経営情報レポート

資産課税の改正

相続税の増税が実施された平成 27 年度税制改正以降、これと目立った改正のなかった資産課税。今回は、事業承継税制が抜本的に改正されるほか、資産家の間で活用されてきた節税スキームがいくつか封じられるなど、項目こそ少ないものの、各所に大きな影響が出そうな内容となっています。

■ 事業承継税制の抜本的見直し

(1) 改正の背景

中小企業庁の調査によると、中小企業経営者の平均年齢は 66 歳まで上昇しています。また、2020 年頃までに、さらに数十万人の経営者が引退時期に差し掛かるため、後継者への事業の引継ぎは待ったなしの状況です。ところが、同調査では 60 歳以上の経営者のうち 50% 超が廃業を検討していることが明らかになっています。廃業を検討する理由として「後継者不在」や「相続税・贈与税の負担」を挙げる経営者が多く、政府としても様々な施策を講じています。

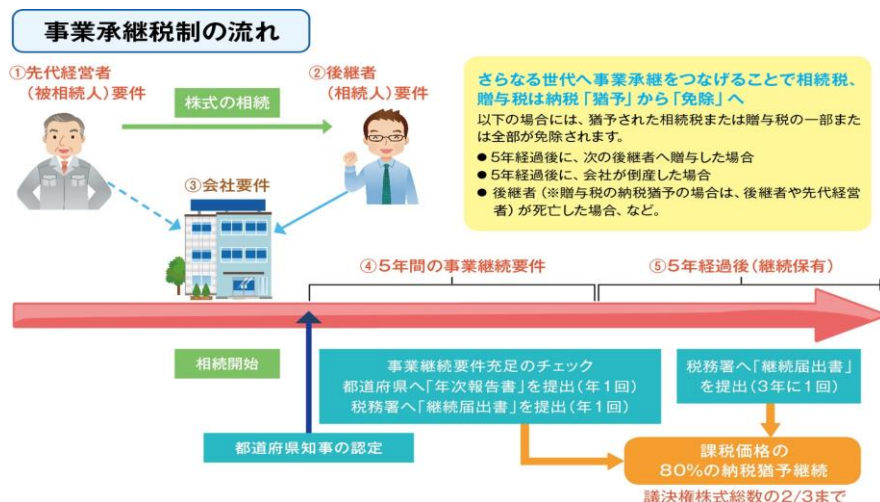
その一環として平成 21 年度の税制改正で創設されたのが事業承継税制（非上場株式等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度）です。“鳴り物入り”で導入された制度だったのですが、残念ながら現在までほとんど活用されていません。

■ 事業承継税制 適用の前提となる認定の件数

	平成26年	平成27年	平成28年
相続税	151件	243件	198件（推計）
贈与税	47件	274件	237件

ここまで活用が進まなかった理由として、適用要件の厳しさと制度の複雑さ、柔軟性のなさが指摘されています。

■ 事業承継税制 適用の流れと適用要件（中小企業庁資料を参考に作成）



3 企業経営情報レポート

法人課税の改正

法人課税については、「デフレ脱却と経済再生を税制からも支援する」という前年度までの流れを引き継ぎ、設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする税制措置が多数盛り込まれています。中でも特筆すべきは、所得拡大促進税制の拡充です。法人税額の20%を上限に、最大で給与等増加額の25%を税額控除できる制度へパワーアップしました。また、利益が出ているにも関わらず賃上げや投資を実施しない大企業については、研究開発税制をはじめとした一部の租税特別措置の適用が認められなくなるなど、「内部留保ではなく、投資をして欲しい」という政府の姿勢が強く表れた改正になっています。

■ 中小企業向け 所得拡大促進税制の拡充

(1)改正の背景

企業の賃上げを促進するため、平成25年度税制改正で創設された所得拡大促進税制。年々、税のメリットが拡大されて来ましたが、今回も引き続き大幅拡充されることになりました。

(2)現行制度の概要

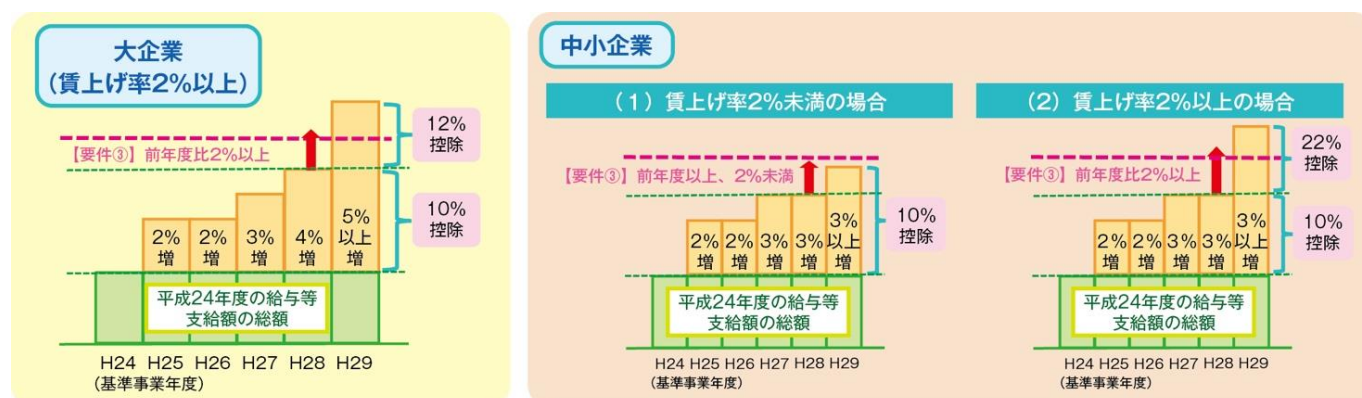
青色申告書を提出する法人が給与等支給額を一定額以上増加させた場合、増加額の10～22%を税額控除できる制度です（法人税額の20%が上限）。

■ 現行の適用要件

- ① 給与等支給総額が対基準年度（平成24年度）比で3%以上増加している
- ② 給与等支給総額が前年度以上である
- ③ 平均給与等支給額が前年度より2%以上増加している

※③の要件を満たしている場合は、税額控除の上乗せがあります（控除率22%）。

■ 現行制度のイメージ



4 企業経営情報レポート

消費課税の改正

消費課税については、観光立国・地方創生の観点から「国際観光旅客税」が創設されることになりましたが、消費税率の引き上げが控えていることもあり、それ以外に目立った改正項目はありませんでした。

■ 国際観光旅客税の創設

(1)改正の背景

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設されることになりました。

なお、本税による税収は一般会計の歳入となるため、「本当に観光基盤の拡充・強化に使われるのか」という批判も出ています。

(2)改正の概要

日本人、外国人を問わず日本を出国する人に対し、出国1回につき1,000円が課税されます。ただし、以下に該当する人は除かれます。

- 2歳未満の人
- 入国後24時間以内に出国する乗継旅客
- 悪天候等により寄港した国際船舶等の乗組員

この国際観光旅客税は、平成31年1月7日以後の出国から徴収が開始されます。

■ 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

(1)改正の背景

現行の消費税免税制度では、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれにおいて購入金額が5,000円以上でなければ、免税販売を行うことができません。ところが外国人旅行者にとって、その商品が「一般物品」なのか、「消耗品」なのかを判別することは極めて難しく不満の声が挙がっていました。そこで、外国人旅行者の利便性向上の観点から免税販売の対象となる下限額の判定に際し、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められます。また、これに併せて、免税販売手続の電子化及びペーパーレス化も進められることになりました。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:企業運営 > サブジャンル:社内不正防止

不正の兆候

**社内不正を未然に防ぐために、
その兆候を知ることが第一歩かと思います。
不正の兆候としては、どのようなものがありますか。**

特定従業員が次に挙げるような行動をとるとき、それは金銭の不正（横領）発生の可能性を示す危険信号といえます。

不正が発生すると組織全体にも様々な兆候が現れるようになります。典型的な危険信号は次の通りです。

■横領発生の危険信号

- 同僚からの小額の金銭貸借
- オフィスに債権者が取り立てに現れる。または、債権者へ支払延期を求める電話を頻繁にかける
- 誰彼構わずに借金する算段に奔走している
- 非効率の結果を数字の操作により、もみ消そうとする傾向
- 自分に対する嫌疑をそらすために他人を批判する
- 質問に対する回答に非合理的な説明が混じる
- 自らの資力を超える損失を被る可能性のあるギャンブルに手を出す
- 過度の飲酒、ナイトクラブへの出入り、ならびに不適切な者との交際
- 高級自動車または、贅沢な家具調度品を仕事上の経路を通じて購入または取得している
- 所得を上回る生活水準の理由について遺産相続と説明する
- 合理的な質問に対して苛立つ
- 日中に記録の保管を他者に委ねることを拒絶する：超過勤務が常態となっている
- 休暇の取得を拒絶し、摘発を恐れて昇進を辞退する
- サプライヤーのスタッフとの恒常的な付き合いならびに接待
- 異常な額の銀行残高、また巨額の有価証券の購入
- 債務支払の目処の無いまま、自身または家族の疾病の長期化
- 自慢癖がある。または、異常な大金を持ち歩く
- 表面上のつじつま合わせのため過去の記録を書き換える

■不正発生によって組織に現れる危険信号

- 従業員の入れ替わりが速い
- 従業員のモラルが低い
- 修正仕訳を裏付ける書類がすぐに用意できない
- 銀行勘定調整表が迅速に完成できない
- 顧客のクレームが増加する
- 産業全体の景気や会社の全体業績はよいのに利益は悪化傾向にある
- 重要な監査上の問題点が多数ある
- 原因を確かめずに棚卸資産の減耗を処理する
- 非現実的な業績期待
- サプライヤーに対する支払い裏付けのために請求書の複製を用いる
- 単独の業者から調達している

ジャンル:企業運営 > サブジャンル:社内不正防止

不正防止のための仕組み作り

**発生する可能性のある不正行為を防ぐ
仕組みを作らなければと思います。
どのような仕組みを整えればよいでしょうか。**

不正防止のポイントとして、発生する可能性のある不正行為については、下記に挙げるような制度に基づいて、防止体制を整える必要があります。

■不正行為の防止制度

内部牽制制度	●社内における処理を合理的に分担することにより、ミスや不正などを未然に防ぐための仕組み、特定の人または組織に業務が集中することを回避することを意味します。
会計管理制度 (会計統制)	●正確な会計記録を適時に作成するための制度。帳簿組織を合理的に整備・運用することを中心とし、特に補助簿を利用した消し込み管理などが重要となります。
内部監査制度	●内部監査を専門とする他の部門から独立したスタッフ組織により行われ、経営目的からみた重点事項を集中的にチェックし発見するためのものです。

また、不正防止のための仕組み作りとして、一定の事務または業務を1人の従業員の支配下におかない様な会社経理の仕組みを作ることが重要です。

- ① 取引の処理は必ず2人以上の手を経て完結するようにする。
例えば、注文する人と検収する人は同一人であってはならない。
- ② 同一事項の取引記録を2箇所以上で行う。例えば、売掛金の入金というひとつの取引について、金銭出納帳と売掛金台帳（コンピューター入金入力）の記録等、別々の担当者に行わせる。従業員の少ない企業では、チェック機能を発揮できるように経営者自身が業務を分担する。
- ③ 回数券、切手、印紙、プリペイドカード等、換金性のある商品は、購入者と管理者を別々の人とする。管理者には受払簿を作成させる。
- ④ 売掛金の回収は、銀行振込みで行うことを徹底させる。領収書は市販のものは使用しない。自社専用の領収書を作成し、連番を打つ。書き損じは領収書控えとともに斜線を引き残す。領収書控えと現金を経理担当者は受け取り確認印を押す。使用済領収書は経理担当者が回収する。売掛金領収書は毎月必ず郵送する。
- ⑤ 倉庫内の「商品の横流し」については、実地棚卸を行えば、数量不足となる。
徹底した原因追求が必要。（帳簿棚卸、実地棚卸を定期的に行う必要性）